

佐賀県波戸岬少年自然の家
指定管理者指定申請書

令和7年10月3日

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

目 次

指定管理者指定申請書	1
事業計画書(総括票)	2
1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項	
(1) 管理運営の基本方針	4
(2) 管理運営を希望する目的及び理由	6
(3) 利用団体支援の充実	7
(4) 交流人口の拡大、地域連携	9
2 施設の平等利用の確保に関する事項	
(1) 施設の平等利用	11
(2) 利用調整による公平利用	12
(3) 利用料金の設定	12
3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費の縮減に関する事項	
(1) 施設の管理運営	13
(2) 施設の利用促進	15
(3) 提案型事業の内容	17
(4) 更なる付加価値、利用者サービス向上のための事業展開	20
(5) 管理経費の節減	21
(6) 収支計画	22
4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項	
(1) 人的能力(職員体制等)	23
(2) 事故・災害時の対応や体制	26
(3) 経済的基盤	30
(4) 事業実績	30
(5) 県内発注の考え方	31
※ 支出計画積算内訳(支出科目ごと明細) (③-6の添付資料)	32
※ 団体等に関する書類	
・団体の概要(様式第3号)	33
・指定管理者候補の選定にあたっての誓約書(様式第4号)	34
・暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)	35
・公益財団法人佐賀県教育文化振興財団定款	36
・役員名簿及び履歴書	46
・令和5年度事業報告	52
・令和6年度事業報告	67
・令和5年度正味財産増減計算書	82
・令和6年度正味財産増減計算書	84
・令和5年度貸借対照表	86
・令和6年度貸借対照表	87
・登記簿謄本	
・納税証明書(国、県、市)	

様式第 1 号

波戸岬少年自然の家
指定管理者 指定申請書

令和 7 年 1 0 月 3 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

(申請者)

住 所 佐賀県唐津市鎮西町名護屋

法人・団体名 公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

代表者役職・氏名 理事長 檜崎秀樹

担当者名

電話・FAX番号 0955-82-5507・0955-51-1036

Eメールアドレス



波戸岬少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

事業計画書（総括票）

単独団体名・共同事業体名：公益財団法人佐賀県教育文化振興財団

管理運営の方針	少年自然の家の設置理念に基づき、利用者のニーズを尊重し、安全かつ効率的な管理運営に努め、豊かな自然環境の中で子どもたちの生きる力を育み、青少年の健全育成を目指します。また、交流人口の増加及び地域の振興に努め、唐津上場エリアの交流の拠点となることを目指します。																												
管理運営を希望する目的及び理由	当公益財団は、利用者の視点に立ち、「体験」「発見」「感動」の施設テーマのもと、利用者に親しまれ、喜んでいただける施設を目指し「少年自然の家設置目的」の確実な実施のために、安全かつ効率的な管理運営を行うことにより、本県青少年の健全育成に寄与します。また、利用者視点の運営に努め、県や地域と密接に連携・協力しながら、幅広い利用者へのサービス向上を図ります。																												
施設の運営計画	1 開閉館日・時間等 ○ 開館予定時間 開館（8：30）～閉館（17：15） ○ 閉館予定日 （12月29日～翌年1月3日） 2 当施設を活用して予定している来館者サービス等 ○ 利用団体に対して、野外活動・野外観察・クラフト等への指導・支援 ○ 宿泊研修者に対して、野外活動時の湯茶・冷茶のサービス ○ 洗濯機、コインロッカー、シャワー室等の利用サービス 3 人員配置計画（概要） <table border="1"> <thead> <tr> <th>役 職</th><th>人数</th><th>1人当たり年間の報酬額（千円）</th><th>備 考 （資格・職種等があれば記載）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 長</td><td>1</td><td></td><td>教員免許又は社会教育主事</td></tr> <tr> <td>副所長</td><td>1</td><td></td><td>教員免許又は社会教育主事</td></tr> <tr> <td>総務企画主任</td><td>1</td><td></td><td>経理事務経験者</td></tr> <tr> <td>指導企画主任</td><td>1</td><td></td><td>教員免許又は指導員経験者</td></tr> <tr> <td>総務企画副主任</td><td>1</td><td></td><td>経理事務経験者</td></tr> <tr> <td>指導員</td><td>7</td><td></td><td>大学卒業者又は指導員経験者</td></tr> </tbody> </table>	役 職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備 考 （資格・職種等があれば記載）	所 長	1		教員免許又は社会教育主事	副所長	1		教員免許又は社会教育主事	総務企画主任	1		経理事務経験者	指導企画主任	1		教員免許又は指導員経験者	総務企画副主任	1		経理事務経験者	指導員	7		大学卒業者又は指導員経験者
役 職	人数	1人当たり年間の報酬額（千円）	備 考 （資格・職種等があれば記載）																										
所 長	1		教員免許又は社会教育主事																										
副所長	1		教員免許又は社会教育主事																										
総務企画主任	1		経理事務経験者																										
指導企画主任	1		教員免許又は指導員経験者																										
総務企画副主任	1		経理事務経験者																										
指導員	7		大学卒業者又は指導員経験者																										

提案型事業等の実施計画	○ 実施を予定している主な事業（青少年の健全育成に資する事業）				
	事業名	回数	事業の目的・概要	予算額 (千円)	
	ボランティア講座				
	ファミリータイム in HADO				
	いきいき HADO スクール				
	年末ふれあいプラン				
	みんなで楽しむ野外活動				
	3施設ラリーフェスティバル				
	○ 実施を予定している主な事業（施設の利用促進に資する事業）				
	事業名	回数	事業の目的・概要	予算額 (千円)	
波戸セミナー					
HADO の日（仮）					
施設の収支計画	指定期間中の収支予定額（単位：千円）				
	項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	収入の部	126,761	130,007	130,932	132,488
	県委託料	91,863	93,409	93,484	94,190
	利用料金収入	20,526	21,526	22,026	22,526
	その他の収入	14,372	15,072	15,422	15,772
	支出の部	126,761	130,007	130,932	132,488
	人件費	60,077	60,517	60,667	60,937
	施設維持管理費	62,465	65,271	66,046	67,332
	施設運営事業費	4,219	4,219	4,219	4,219
収支差額	0	0	0	0	
注）光熱水費は、施設維持管理費の中に含めてください。					
その他特記事項					

単独団体名・共同事業体名：

1 施設の設置目的の確実な実施に関する事項

(1) 管理運営の方針

【 管理運営の基本方針 】

かつて多く子どもたちは、仲間と自然の中で遊びながら、あるいは地域の中で様々な自然体験・社会体験を経験しながら成長する機会に恵まれていました。しかしながら、都市化・少子化の進行、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化など社会の激しい変化の中で、これまで身近にあった遊びや体験の場、本物を見る機会が少なくなり、その手立ても継承されなくなってきました。また、便利・快適・安全な今日の社会では青少年が全力を出す機会が減少しており、青少年の「社会を生き抜く力」を育むためには、目標を持って体験活動などにチャレンジする機会を意図的・計画的に創出する必要があります。

また、本施設周辺の呼子・鎮西・玄海エリアは、自然・歴史・食等の観光資源が豊富です。この交流人口の増加のためのポテンシャルをいかすことで地域振興に努め、唐津上場エリアの交流の拠点となりうると考えます。

このような状況の中で、次のような経営理念及び管理運営方針を定めます。

① 経営理念

平成11年4月財団設立以来、本財団は佐賀県教育委員会より委託を受け、「少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。」という設置理念に沿って運営してきました。運営の基本理念は

- ・ 「体験」「発見」「感動」という施設テーマに沿った体験活動プログラムの開発
- ・ 体験活動を通し、時代のニーズに対応した『生きる力』の育成
- ・ 地域の特性を生かし、地域と連携した幅広い活動やサービスの提供

です。これからの変化の激しい時代に対応した運営に資することで、青少年教育と唐津上場エリアの交流の拠点となることを目指します。

② 管理運営方針

利用者が自然に親しみ、その中で色々な体験を通して、情操や社会性を豊かにし、人間としてのやさしさたくましさを育みつつ、本施設が地域観光・交流の拠点となることを運営方針とし、下記ア～キの基本方針に沿って運営を行います。

ア 県・地域との連携・協力と人材活用

県との緊密な連携・協力を図りながら、財団の人材及びネットワークを最大限活用して設置目的が達成できるように管理運営を行います。

イ 利用者のための事業計画

- (i) 自然の中で野外活動、自然観察、研修等を通して、青少年の体力向上、コミュニケーション力や規範意識の醸成など豊かな情操や社会性を身につけ、生きる力を育むプログラムを設定し、利用団体支援事業を行います。

- (ii) 利用者が安全・安心して利用できるよう施設・設備の適切な管理を行います。
- (iii) 施設の恵まれた環境を活かし、園児、小中学生、高校生、大学生等の幅広い年齢層を対象とする事業や、ファミリーを対象とする事業など、教育効果が高く、少年自然の家独自の発想やノウハウを活用した提案型事業を企画・開催します。

ウ 安全・安心への配慮

- (i) 野外活動等での事故（熱中症等も含む）を未然に防ぐための指導・支援、そして事故に対する適切な対応などで、利用者の安全を最優先した運営を行います。
- (ii) 食中毒、アレルギー対応等に対し、食事委託業者との連携を密に図り、利用者への安全・安心な食事。また、利用者のニーズに応じた幅広い食事の提供を行います。

エ 効率的・効果的な運営による経費の縮減

適切な料金を設定し、それに見合うサービスを提供して利用者の満足度を高めます。また、各経費は適宜、見直しを行い経費の縮減を図ります。

オ 個人情報の保護

個人情報の保護や情報セキュリティの職員研修を定期的に行い、コンプライアンス（法令遵守）に努めます。

カ 利用者の増加と意見の反映

利用者の増加を図るため、利用者の意見・要望をしっかりと把握し改善に努めるとともに、積極的に広報活動や学校・企業訪問等を行い、新規利用者の開拓に努めます。

キ 地域との連携・協力

少年自然の家が行う活動について、特に、カッター活動やウォークラリー、地域行事（波戸の海中綱引き・鎮西町夏祭り・石室綱引き・呼子大綱引き）等では唐津海上保安部、唐津市鎮西支所、佐賀県玄海漁協鎮西支所、地元の波戸地区・先部地区・石室地区等の理解・協力を得るように努めます。

また、相互協力をしてきた打上地区活性化協議会が行う「タケノコ祭」や農事組合法人なごやアグリが行う「とうもろこし収穫体験」、地元農家が行う「サツマイモ掘り体験」等との連携を引き続き推進します。

さらに、呼子・鎮西・玄海の五施設として連携してきた①玄海エネルギーパーク②次世代エネルギーパーク「あすぴあ」③鯨組主中尾家屋敷④佐賀県立名護屋城博物館とのさらなる連携・協働に努めます。

(2) 管理運営を希望する目的及び理由

① 目 的

昭和 48 年 11 月の文部省社会教育局長通知では、公立少年自然の家に関しては、「少年自然の家においては、少年に学校や家庭では得がたい体験をさせ、それによって次に掲げる教育目標の達成に努めること。

(1) 自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬虔の念を育てること。

(2) 集団宿泊生活を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うこと。

(3) 野外活動を通じて、心身を鍛錬すること。

とあります。

当公益財団は、この教育目標の達成に迫るため、波戸岬少年自然の家の環境及び施設を最大限生かしながら管理運営を行うことにより、本県の青少年の健全育成に寄与することを目的としています。

また、県が掲げている利用者と地域との新たなつながりの創出による交流人口の増加及び地域の振興も目指します。

② 理 由

当公益財団は、平成 11 年度より県内少年の自然の家の管理運営をおこない、自然体験活動等を通して、青少年の健全な育成に努めてまいりました。その中で、地域の行事や産業に少なからず貢献してきたつもりです。

これまでの経験で培ってきたノウハウを活かし、利用者団体の願いに応えるために、職員の専門性と地域との関係性を生かし、利用者への支援及び地域振興を行えるのは私たち財団と自負し、管理運営を希望します。

(3) 利用団体支援の充実

利用団体は、それぞれに利用目的をもって利用されます。それぞれのニーズにしっかりと応えることができるように支援していきます。活動の内容によっては、本所の施設だけでは十分ではないことが多々あるため、近隣のレジャー・スポーツ施設の情報や本所周辺の環境についての情報の収集・発信に努めます。

また、自然の家の活動は、天候に左右されることが多いことから、悪天候で野外活動ができなかった場合の雨プログラムの充実にも努めます。

① 学校に出向いての指導及び事前打ち合わせの時の指導

ア 学校の利用目的を聞き、学校へ出向き、子どもたちに直接実技を伴って指導します。

イ 事前打ち合わせに来所される学校については、プログラム作成のアドバイスや施設内を案内して参考にしてもらいます。

② 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支 援 の 方 法
カッター活動	職員 2 名 カッター 1 艇につき 補助指導員 2 名	事前の指導では、職員がライフジャケットのつけ方、カッターの座席の割り振り、オールの持ち方やこぎ方、危険回避の方法などを利用者に指導する。 海上では、監視艇に職員 2 名とカッター 1 艇につき補助指導員が 2 名ずつ乗り込んでオールの使い方等の指導を行う。 また、実施後には、職員、補助指導員、そして利用者全員で反省会を行う。なお、カッター活動は、天候や海面状況について細心の注意をはらって実施する。
野外炊飯	職員 1 名 *利用者の人数が多いときは職員 2 名	職員は、事前に薪割りの方法、火の燃やし方、包丁の扱い方など安全面について利用者に指導を行う。 また、ご飯の炊き方、カレーの作り方などの手順についても指導する。 調理中、職員は、ご飯、カレー作りなどが安全に留意しているかの点検を行い、利用者に助言を行う。事後、後片付けについても利用者に指導する。
キャンプ ファイヤー キャンドルの つどい	職員 1 名	職員は、事前に利用団体の要望を聞き、対象者、目的等に応じて実施できるように助言を行う。また、衣装やキャンドルなどの道具の使い方についても支援する。 その後、職員は、薪組み、キャンドルの配置等を利用者と一緒に行う。また、天候、風向き等の安全面には十分配慮するように指導する。

③ 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支 援 の 方 法
ウォークラリー ※(New)陣跡巡りコース キッズ ポイントラリー オリエンテーリング	職員 1 名	職員は、ウォークラリー等のねらい、活動場所の様子、地図の見方、チェックポイントなどについて利用者に説明を行う。 また、利用団体に、ゼッケン、地図、回答用紙、コンパス、無線機の使い方(引率者)などを指導して貸し出す。
クラフト (焼き杉、プラホビー、ふくろうのマグネットなど) ※(New) 流木クラフト等家族向け開発中	職員 1 名	職員は、焼き杉等のクラフトで使う材料、道具を用意して、作り方の手順の説明、安全面の支援を行う。 クラフト制作中、指導員は、技術面の支援を行うとともに、安全面について助言を行う。
シュノーケリング ※(New)ウミウシの生息域を捜査中	職員 2 名 *利用者の人数が多いときは職員 3 名	シュノーケリングのねらい、ライフジャケットのつけ方などを説明し、海中での息の仕方を練習させる。また、引率者に実施中の人員の監視等について依頼しておく。 実際に海に入って、職員は利用者がゴーグル等の道具の装着具合について点検するとともに、安全にシュノーケリングができるように支援する。 また、名護屋湾に生息している海の生物について紹介する。
ビーチ コーミング (SDGS 活動)	職員 1 名	職員は、SDGS14 (海の豊かさを守ろう) の説明を行い、海からの贈り物を採集したり海洋ゴミを回収したりして、楽しみながら地球の未来を変える支援を行う。 また、ワールドプラスチックセンターについても紹介していく。

(4) 交流人口の拡大、地域連携

提携型事業や利用団体支援事業のプログラムに、古くから伝わる地域の行事や近隣施設のイベントを取り入れ、地域の人々と交流する機会を提供し、地域の活性化にも貢献します。

また、地元区や協議会、周辺施設との会議等を行い、連携等について話し合いを行っています。

期日等	イベント等	対 応
4月上旬	打上タケノコ祭	打上地区活性化協議会との共催で運営に参加
4月下旬	波戸岬ビーチクリーンアップ	職員が参加
6月第1土、日	呼子大綱引き	当日の利用者に紹介
6月上旬～中旬	トウモロコシ収穫体験	期日があえば事業プログラムのオプションとして参加
8月中旬	水光呼子港祭（花火大会）	当日の利用者に紹介
10月中旬	サツマイモ掘り体験	事業プログラムに組み込んで連携・参加
11月第2土曜日	石室猪ノ子祭（大綱引き）	事業プログラムに組み込んで連携・参加

※ その他 交流人口を増やすために、次のことを行います。

- ① 地域のイベント等の情報をリアルタイムで収集して、入退所式の際にアナウンスを行います。
- ② 受付カウンター等に、近隣施設のパンフレットや割引券等を置き、情報提供を行います。
- ③ 観光スポットや映えスポットの写真を掲示し、関心を持ってもらいます。
- ④ スポーツ交流コーナーを作り、利用団体と地元のチームの交流の場を作ります。
- ⑤ 唐津を拠点とした教育プログラム（歴史・文化・体験）と連携するため、唐津観光協会へ入会し、情報発信、教育旅行誘致、観光の普及を図ります。
- ⑥ 地引網体験、唐津焼体験、魚さばき体験等、体験活動の幅を広げるために地元事業者との連携を深めます。

連携・交流を計画している事業者・事業所

番	名 称	所 在 地	内 容
1	打上地区活性化協議会	唐津市鎮西町	タケノコ掘り体験
2	浜・街交流ネット唐津（NPO）	唐津市浦	海洋ごみ回収
3	逢地の里販売所	唐津市相知町	餅つき体験
4	唐津観光協会	唐津市新興町	情報発信、イベント連携
5	唐津・玄海観光交流社	唐津市呼子町	地引網、魚さばき等体験活動
6	唐津市ヨットバーバー	唐津市二タ子	海洋活動連携
7	仮屋湾遊漁センター	玄海町	釣り体験
8	串浦漁協	唐津市鎮西町	定置網漁業体験
9	鯨組主中尾家屋敷	唐津市呼子町	イベント連携
10	玄海エネルギーパーク	玄海町	イベント連携
11	玄海海中展望塔	唐津市鎮西町	イベント連携
12	玄海養魚	唐津市鎮西町	ブリの養殖見学
13	佐賀県立名護屋城博物館	唐津市鎮西町	イベント連携
14	次世代エネルギーパーク 「あすぴあ」	玄海町	イベント連携
15	地元農家 ■■■■■	玄海町	イチゴ狩り体験
16	地元農家 ■■■■■	唐津市鎮西町	サツマイモ掘り体験
17	清流荘	唐津市相知町	うなぎのつかみ取り体験
18	太閤すりみ	唐津市鎮西町	アジのすり身
19	スキューバダイビング・エアー	福岡市	海洋活動コンサルタント
20	中里染物店	唐津市呼子町	大漁旗染付体験
21	なごやアグリ（農事組合法人）	唐津市鎮西町	とうもろこし収穫体験
22	炎向（ひなた）窯	唐津市鎮西町	唐津焼体験
23	肥前ツーリスト	唐津市町田	広報活動
24	颯海（はやみ）	唐津市鎮西町	スペシャル弁当
25	ファミリーショップ山口	玄海町	スペシャル弁当
26	マリンパル呼子	唐津市鎮西町	海中展望船体験
27	マルサンフーズ	唐津市海岸通	イカしゅうまい
28	ヨーガ・チャイ	唐津市	ヨガ体験

2 施設の平等利用の確保に関する事項

(1) 施設の平等利用

① 公平な利用計画について

ア 青少年のための事業計画

利用する団体が希望する期日に本施設を利用できるよう、申込み開始期日を下記のように定め、設置目的に沿った活動ができるように受け入れを決定します。

(i) 県内各学校、県内教育委員会

利用希望日が同時期の平日に集中して調整が困難なため、前年度の5月中旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行います。

その後、利用団体と調整して利用日を決定します。

(ii) 県外の学校・県内その他の団体

前年度の5月下旬締め切りで利用希望調査（第1～第3希望）を行い、県内の学校及び教育委員会の利用日が決定した後、調整を行い利用日の決定をします。

(iii) 県内教育委員会、県外のその他の団体（スポーツ団体、家族等）

利用の6ヶ月前より受付を開始します。ただし、各団体が主催する県大会、九州大会、全国大会は優先的に受け入れます。

② 生活弱者等への配慮について

「さがすたいる」の実現を目指し、次のことに取り組みます。

ア 佐賀県少年自然の家利用料金に関する規定第5条に基づき、利用料金を免除します。その際、ミライロIDの利用にも対応します。

イ 佐賀県パーキングパーミット制度による身体障がい者等に対する駐車場の確保、施設内にあるエレベーターの利用を勧めています。また、貸出用の車いすや移動式のスロープを使い、よりスムーズな活動をサポートします。

ウ 障がい者のリハビリ訓練や幼稚園・保育園のお泊り保育では、生活棟和室（60名）の利用を希望される団体へは、その使用を優先させます。

エ 障がい者の方は体温調節がうまくできない方が多いので、要望に応じて部屋の冷房・暖房を行います。また、障がい者の方には、手すりがついて入浴がしやすい小浴場の利用を案内します。

オ 聴覚障害のある方については、電子メモパッドを使った筆談。日本語が話せない外国人の方については電子翻訳機を使い、円滑なコミュニケーションができるようにします。

(2) 利用調整による公平利用

施設の利用については、希望する活動や場所が重複することがあります。そこで、調整担当を配置し、利用団体の希望が最大限いかされるように、次のような手順で進めていきます。

- ① 利用団体に対し、利用1ヶ月前を目途に申請書類を提出してもらいます。
※ その時点で、体育館や運動場、研修室についてはシェアして使用してもらう事を伝え、長時間の利用希望であれば、近隣の施設を予約した方が確実である事も伝えます。
- ② 調整担当が利用希望の状況を集約し、入浴や雨天時のプログラムまで含めて、各利用団体が平等となるように連絡調整を行います。
- ③ 利用団体ごとの調整プログラムを作成し、事前に利用団体の責任者とすり合わせを行います。

(3) 利用料金の設定

○料金設定の考え方

- ・類似施設の料金調査を行い、料金設定の目安とするとともに、当施設の状況や機能提供するサービス等に見合う金額とする。
- ・社会教育施設であることから、教育関係に配慮した金額とする。
- ・佐賀県の施設であることから、県民に配慮した金額とする。

○設定料金

① 宿泊に係る料金

教育(学校)関係 (県内・県外)	中学生以下	300円
	高校生・大学生、教職員等	600円
	上記以外の者	1,000円
スポーツ・一般 (県内)	中学生以下	600円
	高校生・大学生、教職員等	900円
	上記以外の者	1,300円
スポーツ・一般 (県外)	中学生以下	(1,600円) 2,100円
	高校生・大学生、教職員等	[1,900円] 2,400円
	上記以外の者	[2,300円] 2,800円

※上段[]額は閑散期(11月～3月)

② 施設利用に係る料金(エアコンの使用料を含む)

OR室、大小和研修室、実習室、体育館、グラウンド、会議室、交歓ホール、野外炊飯場(利用形態により免除あり)	2,000円
---	--------

③ 各種活動に係る料金等

カッター活動(1艇)	5,000円
キャンプファイヤー・キャンドルのつどい(大)	5,000円
キャンプファイヤー・キャンドルのつどい(小)	3,000円
グラスサンドアート	400円
焼き杉、思い出のアルバム、シュノーケリング	300円
プラホビー、ふくろうのマグネット	250円
魚釣り、ストーンアート他	150円

④ 寝具代

1人1泊につき	600円
---------	------

⑤ 食事代

区 分	3歳～就学前	小学生	中学生以上
朝 食			
昼 食			
夕 食			
弁 当			
野外炊飯			
B B Q			

3 施設の効用を最大限に発揮するための取組及び管理経費の縮減に関する事項

(1) 施設の管理運営

① 利用者意見等の反映方法

〈基本的な考え方〉

利用者からの運営の問題点、改善事項等の意見を把握して、その意見を反映することは、リピーターを増やすことになり、施設利用者数の増大へ向け大切なことと考え、真摯に取り組みます。

ア 利用者の意見の把握

(i) 聞き取り活動

利用団体が本施設での活動中に、所長・副所長や職員が利用者（引率者）とコミュニケーションをとることにより施設利用の動機、活動内容、施設への要望等の情報を得ます。

(ii) アンケート

入所時にアンケート用紙を配布して、施設を利用する動機、実際に利用しての意見や要望等を記入してもらい、利用者の率直な感想や意見の把握に努め、アンケート用紙は全職員（委託業者を含む）閲覧します。なお、アンケート記入は、回答者に負担にならないように選択式にしたり、ロゴフォームでも回答できるようにしたりして意見集約が容易なように工夫しています。

アンケートに気になるような記述があれば、直接利用者に尋ねたり、電話で問い合わせたりしてその真意を把握します。また、レストラン会議や朝の業務打合せで共通理解を図ります。

さらに、県民の意見を広く把握するために、ホームページやメールで意見の把握をし、「満足度調査」を行います。

イ 利用者意見の反映

利用者からの意見や要望には、施設設備に関するハード面と、職員の利用者への対応などのソフト面とがあります。

(i) 退所時、アンケートが提出された時点で、気になる記述があれば、事実関係を確認し改善できるものは早急に対応します。また、アンケート内容に不明な部分があれば、直接記入者に尋ねて内容を把握します。

(ii) 施設の改善改修工事、人員体制の見直しなどが必要な場合、県とも協議して、できるだけ速やかに改善に努めます。

(iii) 気になる記述については、毎朝の業務打ち合わせ、毎月の全職員参加の会議、レストラン会議等において協議し対応します。

② 施設の安全点検

利用者が、施設・設備を安全かつ安心して快適に利用できるように、施設内の遊具、コース及びエリア内の安全確認や設備等の状況確認・点検整備を実施します。

ア 日常点検及び巡視

管理棟、生活棟、宿泊棟、体育館、グラウンド、野外炊飯場、その他の建築物等について、職員及び委託業者職員により毎日巡視を行い、施設設備等に異常があれば情報共有し、職員及び委託業者により修繕・改修できる場合には対応します。

なお、宿直業務がある場合には、利用団体の就寝後と起床前に施設内を巡視し、異常があれば業務日誌に記入し、職員及び委託業者間で情報共有します。宿直業務のない日の庁舎警備については、再委託による機械警備により対応します。

イ 定期点検

施設内の遊具、コース及びそのエリア内については、毎月1回施設点検を行い、点検記録に記入したうえで、月初めの職員会議において情報を共有し、職員で修繕・改修できる場合には対応します。

③ 設備の機能維持

施設の定期点検・法定検査等の保守点検業務については、委託業者による日常点検を行うとともに、自家用電気工作物点検、消防設備保安点検、ボイラー保守点検、建築物定期点検等については業者等に再委託し、必要に応じて外観点検、機能点検、整備業務を行い、点検結果及び正常に機能しない場合の対応等については委託業者と情報共有し、施設・設備を安心・安全に利用できるよう維持管理します。

④ 清掃等の日常管理

本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設として安全かつ快適な空間を保つために庁舎清掃、貯水槽清掃、ごみ収集、クリーニング等の清掃業務は再委託し、特に、浴室、便所等の水廻りについては、衛生等について留意し、常に清潔な状態に保ちます。

⑤ 施設の開閉所日及び開閉時間の考え方

ア 開閉所日について

- ・指定した休所日(12月29日から翌年1月3日)以外は、原則として年中無休で運営します。
- ・施設内の害虫駆除、臨時的に修繕・点検が必要な場合など施設内の保全のために、年に数日間、県の承認をうけて休所日を設けます。

イ 開閉所時間等について

原則として、下記のようにしていますが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応します。

・開所時間	午前	8時30分から	午後	5時15分まで
・利用時間	午前	9時00分から	午後	10時00分まで
・入所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで
・退所時間	午前	9時00分から	午後	4時00分まで

(2) 施設の利用促進

① 利用促進を図るための広報

- ア 促進を図るための広報
- イ 所報・ポスター・リーフレットなどの作成・配布
- ウ ホームページの充実(施設予約状況の提供など)
- エ インスタグラムによる情報発信
- オ 子育て情報サイト「さがピタ」の活用
- カ 提案型事業等の案内作成・配布
- キ 1年前の予約受付及び利用日調整の電話によるきめこまかな対応
- ク 県内の幼稚園・小・中・高校・大学・専門学校等への訪問による広報
- ケ 子どもクラブ、PTA、スポーツクラブへのリーフレット配布
- コ 中体連、高体連、唐津市体育協会等が開催する大会の利用依頼
- サ 教職員サークルへのリーフレット配布

② 利用促進計画

ア 数値目標

学校の自然体験活動の打ち切りや少子化に伴う児童・生徒数の減少、並びに、利用料金の実質値上げやバス料金の高騰など、施設利用に関してはマイナス要因が多い中、企業の福利厚生やスポーツ団体の合宿等、利用団体の更なる掘り起こしに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

		参考	数値目標				
		R6 実績	R8	R9	R10	R11	
延べ利用者数	県内	21,563	22,000	23,000	23,500	24,000	
	県外	21,981	22,000	23,000	23,500	24,000	
	計	43,544	44,000	46,000	47,000	48,000	
利用団体数	県内	378	380	400	420	440	
	県外	269	270	300	320	340	
	計	647	650	700	740	780	

イ 目標達成のための具体的な方策

(i) 利用者の口コミによるPRが効果的なので、本施設を利用する団体へのサービス向上に努力します。具体的には、利用団体の要望にできるだけ応えます。また、団体が活動する際に細かな気配りを行います。

(ii) 本施設の特長のついて次の事をアピールし、それが実感できるような事業やプログラムを展開していきます。

- ・ 波戸岬は日本本土最北西端の地で、韓国に最も近い施設であること。
- ・ 玄海国定公園内に立地し、県内唯一の海浜型施設であること。
- ・ 所下の海は、海洋生物の種が豊富であること。

※ 所下の海岸を「ウミウシ海岸」と名付け、シュノーケリングやビーチコーミング、磯遊びのフィールドとします。また、ウミウシの可愛いパネルを掲示し海洋活動の意欲付けとします。

- ・ 敷地内に430年前の室町幕府第15代将軍：足利義昭の陣跡があること。
- ・ カッター活動を行う海は内海で、中止となることが比較的少ないこと。

- (iii) 閑散期（10月～3月）に、スポーツやゼミ、部活動、サークル活動等ができる各種団体にPR、誘客活動を積極的に行います。
- (iv) 近隣にある名護屋城博物館、玄海エネルギーパーク、玄海町次世代エネルギーパーク、鯨組主中尾家屋敷との連携を図るために五施設会議を開催し、互いに協力しながら誘客活動を行います。
- (v) 小中高大学の部活・クラブチーム・サークルの合宿や大会遠征も増えてきています。単一団体がリピーターとなるような充実したサービスに努めます。また、各種大会の主催者となっている協会や地方公共団体にも誘客活動を行います。
- (vi) 市内の校長会、教頭会、そして教科部会等で使用していただくように、関係方面に働きかけます。また、公民館活動の中でも利用していただけるように、館長会・事務職員会にも働きかけを行います。

ウ 県内・県外団体への利用促進の方策

- (i) 上記イー(ii)に挙げた特長を最大限生かしたプログラム等を積極的にPRし、各団体の利用を促します。
- (ii) 最大354名35室という収容能力を生かし、稼働率をあげていきます。
- (iii) 県内教職員の社会体験研修や市町教育委員会の教職員研修を積極的に受け入れ、自然体験活動のよさや生きる力の育成に有効であることをアピールします。
- (iv) 中学2年生の職場体験学習の案内チラシを作成・配布し、積極的に受け入れ学校との繋がりを深めます。
- (v) これまで特に情報発信、誘客活動をしていなかった企業、地域団体、観光客等一般の方など県内県外問わず、積極的なPR、広報活動を行っていきます。
具体的には、自然の家 HP に企業等向けの情報発信コーナーを設けるとともに、県内外の企業等の交流・情報サイトへの自然の家情報の掲載、企業への訪問を行い保養施設としての利用を呼びかける等、施設利用者の拡大に努めます。
また、佐賀県公式観光サイト「あそぼーさが」内の修学旅行ガイドブックに掲載されていることから修学旅行を活用した誘客や唐津市観光協会と提携した誘客活動にも努めていきます。

③ 施設の愛称 「Gran Blue 波戸 海ウサギ」 (仮)

世界的に有名な映画「グラン・ブルー」の主人公のモデルとなったジャック・マイヨールが愛した唐津の海。その唐津の海を眺めながら走るドライブルートが「ルート・グランブルー」と命名され、2023年秋に開通しました。グランブルーとは、フランス語で「雄大な青」「深い青」を意味する言葉で、このルートの終点にある当施設からの眺望は素晴らしく、まさにグランブルーという言葉にぴったりの景観であり、施設利用者のみならず観光客からも親しんでもらえる施設であるため、愛称として使用しました。

これに加えて、子どもにも親しんでもらえるように、本施設下で見られるウミウシの愛称である「海ウサギ」も併せて、ネーミングしてみました。

(3) 提案型事業の内容

① 提案型事業①（食事提供業務）

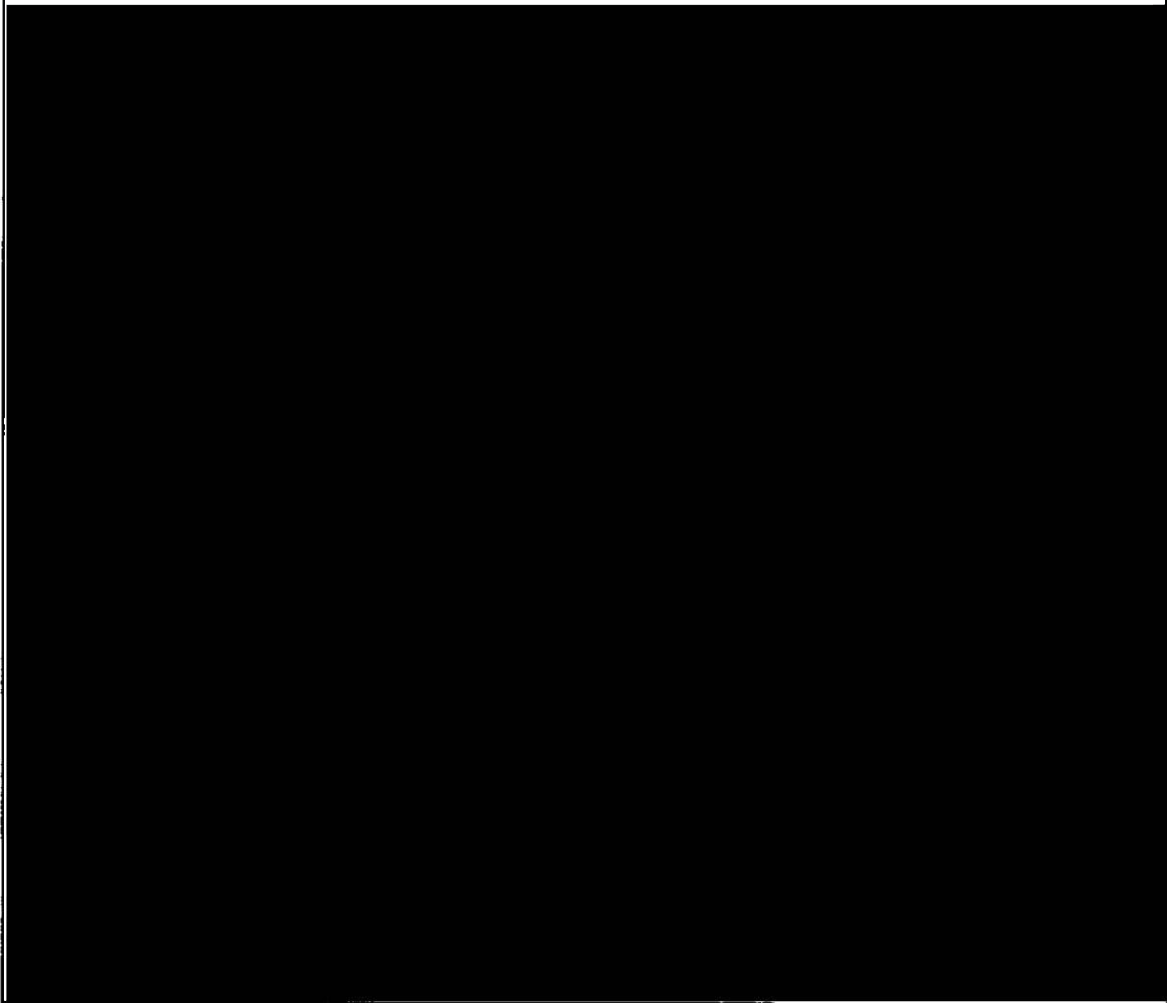
[Redacted content]

② 提案型事業②（青少年の健全育成に資する事業）

③ 提案型事業③（施設の利用促進に資する事業）



④ 提案型事業④（その他：利用者サービス向上）



(4) 更なる付加価値、利用者サービス向上のための事業展開

① 宿泊施設や運動施設等の付加価値

- ・ 野外炊飯場周辺や海浜公園にキャンプエリアを新設します。
- ・ いかだ体験やビッグサップ体験等の海の活動プログラムの充実に努めます。
- ・ 生活棟2階に福岡県の小呂島から長崎県の壱岐まで臨めるテラスがあります。ここに飲食スペースを設置して利用者がくつろげる場所とします。
- ・ 北側雑木林を整備し、食堂からオーシャンビューが望めるようにします。
- ・ 所周辺の陣跡マップや釣りマップを掲示し情報提供を行います。
- ・ 周辺の陣跡や秀吉公お手植えの桜のある寺等を巡るウォークラリーコースやサイクリングコースを設けます。また、ファミリー等で利用できるように電動サイクルの購入も予定しています。
- ・ 県のSSP構想を推進させるために施設や食事の充実に努めます。
- ・ 利用者のニーズに応えるためにアメニティー等の販売コーナーを設置します。
- ・ 世界海洋プラスチックプランニングセンターと協力し、SDGS活動を推進していきます。

② 利用者サービス向上のための取り組み

ア ハード面の施設がよくても、肝心なのは「人」です。

「施設は人なり」といわれるように、波戸岬少年自然の家の職員一人一人がサービス精神を身につけ、笑顔を絶やさず、思いやりあふれる対応をすることが基本です。そのためには、職員一人一人が、少年自然の家の基本理念と運営方針をよく理解し、全職員一丸となってサービスの向上に努めます。

イ 利用者へのサービスの基本方針

- (i) 自然の中での野外活動、自然観察、研修等を行うことにより、青少年の健全育成を図ることを主眼においたサービスを実施します。
- (ii) 利用団体が、宿泊訓練を通して利用目的を達成できるように必要なサポートを行います。
- (iii) 利用団体からの意見等をもとに、指定管理者制度導入の目的に合致した利用者サービスの向上を図ります。
- (iv) どの程度サービスの向上がなされているかを客観的に判断するために、利用者アンケートを実施し、「満足度調査」を実施します。

ウ 利用者ファーストの目線に沿ったようなサービスの取組

- (i) 利用団体の自主的・主体的な活動計画を尊重し、多様な体験的な活動が展開できるように積極的に援助・支援を行います。
- (ii) 当日の活動等が円滑に実施できるように、要請があれば学校に出向き、直接子どもたちへ事前指導を行います。また、事前に引率者（指導者）に本施設に来ていただき、施設・設備及び活動プログラムを理解していただけるように指導・助言を行います。
- (iii) 本施設の施設・設備を有効に活用するとともに、個々の指導員の指導力を活かした提案型事業を行います。
- (iv) 利用の手引き、活動プログラム等を見直し、最新の情報を掲載した魅力的なプログラムになるように改善を行います。
- (v) ホームページを随時更新して、最新の情報を提供します。
- (vi) 入浴時間、食事時間、入退所時間など、利用者の立場になって臨機応変に対応します。

(vii) 少年自然の家が提供する活動プログラム（カッター活動、野外炊飯等）は、実施に対して直接、指導や助言を積極的に行います。

(viii) 利用者の意見・要望等には、物理的に可能な限り柔軟に対応して応えるようにします。また、利用者のアンケートや指摘内容には、すぐに対応して改善に努めます。

(ix) 来訪者、電話等には迅速に対応して（3秒以内）待たせないようにします。

(x) 利用者には、ラケット、ボール等の貸出を行います。

(xi) 施設内における遺失物・拾得物の処理を適正に行い、遺失物届出表に記載し、一定期間それを保管して利用者の問い合わせに対応します。

(xii) 熱中症対策として、利用者に分かるように暑さ指数（WBGT）を掲示したり、携帯用 WBGT 測定器を貸し出したりします。

また、冷茶のサービス、ミストシャワーの設置、独自のクーリングシェルターとして交歓ホールの常時開放を行います。

さらに、施設利用に際し、エアコンの稼働時間について、状況に応じた弾力的な運用に配慮します。

(viii) 施設内において、Wi-Fi の電波状況がよくない箇所があるため、環境の改善に努めます。

（5）管理経費の縮減

① 利用者に対するサービス低下を招かないよう配慮したうえで、効率的な運用が図れるよう、常に見直し改善を行います。

② 光熱費等に関しては、より安価な利用形態を意識して、情報収集を行い見直ししていくとともに、空調管理は利用者目線も意識しながら、こまめな消灯や温度設定等を行い、節減を図ります。

③ 委託業務に関しても、業務範囲や回数等実情を踏まえ見直しを行うとともに、対象業者の選定も固定することなく、幅広く募集を行います。

④ 職員による対応が可能な施設管理業務や物品等の修繕は、これまで通り対応していくこととし、コスト縮減を図ります。

⑤ 交代勤務制の採用により、柔軟な勤務体制を確保し、超過勤務の縮減に努めます。

⑥ 職員給与費に関しては、職員の適正配置に努め、効率的な業務運営ができるよう見直しを行い、県が示している給与単価内での適正な給与水準を確保しています。

(6) 収支計画

① 収入計画

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
県委託料	91, 863	93, 409	93, 484	94, 190
利用料金収入	20, 526	21, 526	22, 026	22, 526
その他の収入	14, 372	15, 072	15, 422	15, 772
(内訳)	寝具代			
	カッター、クラフト			
	その他			
合 計	126, 761	130, 007	130, 932	132, 488

② 支出計画

(単位：千円)

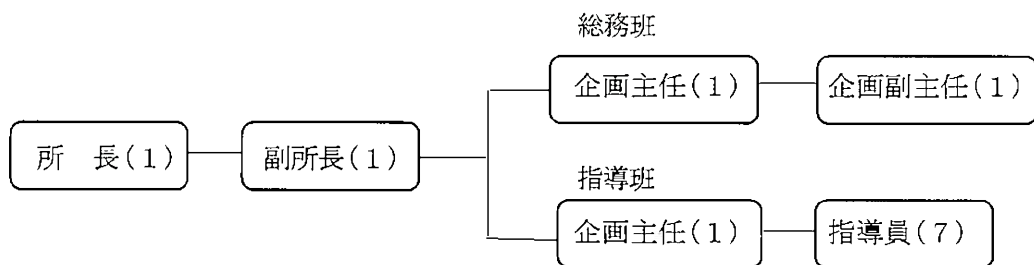
区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
人件費	60, 077	60, 517	60, 667	60, 737
	給与福利厚生			
	租税公課			
施設維持管理費	62, 465	65, 271	66, 046	67, 332
	維持管理料			
	光熱水費			
	修繕料			
	その他経費			
施設運営事業費	4, 219	4, 219	4, 219	4, 219
	利用支援費			
合 計	126, 761	130, 007	130, 932	132, 488

4 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項

(1) 人的能力（職員体制等）

① 組織及び人数配置について

ア 組織図



イ 職員

所 属	役 職	職員 数	常 勤	非常 勤	担 当 事 務 内 容
	所 長	1 人	1 人	—	所の統轄
	副所長	1 人	1 人	—	所長の補佐、指導班の総括
総務班	企画主任	1 人	1 人	—	総務班の総括
総務班	企画副主任	1 人	1 人	—	収入・支出等事務一般
指導班	企画主任	1 人	1 人	—	指導班の指導、主催事業の企画運営
指導班	指導員	7 人	7 人	—	利用団体の指導、主催事業の企画運営

ウ 勤務体制

勤務時間・・・利用者への対応をするために二交替制

A勤務・・・午前8時30分～午後5時15分(休憩12時～13時)

B勤務・・・午後1時15分～午後10時 (休憩17時～18時)

週休日・・・週2日

宿直勤務・・・宿泊利用者があるとき

宿泊5団体以上又は宿泊者数300人以上(宿直勤務者2名)

宿泊4団体以下又は宿泊者数299人以下(宿直勤務者1名)

② 専門職の確保と配置について

次のように、専門性を有し能力ある職員を採用して、利用団体の支援に努めます。

区 分	職名等	免許等の名称及び経歴
教員の資格 を有する者	所 長	小学一普二普
	副所長	中学体育一普・高校体育・社会教育主事
	指導員 A	中学家庭二普
	指導員 B	中学体育一種・高校体育二種
	指導員 C	中学社会一種・高校社会二種
	指導員 D	小学一普二普
その他上記 と同等の資格 を有する 者	指導員 A	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	指導員 B	NEALコーディネーター 二級小型船舶操縦免許
	指導員 C	NEALインストラクター 二級小型船舶操縦免許
	指導員 D	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許
	指導員 E	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許 三級陸上特殊無線技士
	指導員 F	NEALインストラクター 健康運動実践指導士 二級小型船舶操縦免許
	指導員 G	NEALリーダー 二級小型船舶操縦免許

③ 職員の指導育成・研修体制について

ア 職員の資質向上

利用者の施設利用目的は多様であり、多くの利用者を受け入れるほどそのニーズは多岐にわたります。そこで、施設設置の目的に沿いながら、活動プログラムの開発、施設設備の充実、職員の指導力向上などが求められます。本施設の組織は、指導班、総務班となっていますが、所内外の研修を通して職員の資質向上に努めるとともに、県との緊密な連携・協力のもと、利用者の立場に立った運営を行います。

本施設が設置目的に即した運営を行うためには、日々職員の資質向上を図り、十分な指導力を身につけることが必要不可欠です。そのためには、毎朝の打ち合わせ、月 1 回の業務会議での研修及び指導班研修だけでなく、外部へ派遣して研修を受けさせ、職員の育成に取り組んでいきます。そして、管理運営においては、利用者のニーズに応えられるようサービスの向上を図ります。また、外部派遣しての研修では、出張報告(復命)を効果的に行って職員の資質向上を図ります。

(i) 指導員の技能向上を図る研修

- ・ カッター体験活動研修会への参加

- ・ 水辺活動安全管理講習会への参加
- ・ 国立青少年自然の家合同研修会への参加
- ・ 自然体験活動養成事業（NEAL研修）への参加
- ・ 九州地区施設ボランティア交流会への参加
- ・ アバンセで開催される研修会への参加

（ii） 管理運営に関する研修

- ・ 九州地区青少年教育施設協議会総会並びに役員・所長会への出席
- ・ 救命講習会への参加
- ・ ホームページ作成等のパソコン研修参加
- ・ 接遇研修参加
- ・ 人権・同和教育に関する研修参加
- ・ 個人情報保護のための研修参加
- ・ パワハラ・セクハラ並びにメンタルヘルス等、心身健康に関する研修参加

（iii） その他

その他、法令等で定められた研修は勿論のこと、熱中症予防などの施設管理に必要な研修には職員を積極的に参加させ、安全な施設の管理運営に努めます。

(2) 事故・災害時の対応や体制

① 事故防止などの安全管理対策・体制について

少年自然の家での活動は、屋外や施設外の活動が多く、怪我や事故等が起こることが十分予測されます。野外での活動を通して、危機回避能力、危機予知能力等を身につけるよい機会になりますが、重大な事故等につながるようなことは絶対に避ける必要があります。これらの事故等の発生を防ぐために、以下のような対策を講じます。

ア マニュアルの整備

佐賀県少年自然の家・安全管理マニュアル(火災、風水害、食中毒、人身事故、地震原発災害等)を整備して、全職員が対応できるようにします。

イ 事故発生時等の訓練

事故等が発生したときの具体的な対応を身につけるために、消防訓練(年2回)、地震・原発事故、発生時訓練(年1回)、人身事故・急病人発生時訓練(年1回)、そして救急救命講習会(隔年1回)を実施します。

ウ その他、

下記のように利用者への指導、少年自然の家施設等の安全対策を行います。

○ 利用団体の指導者・引率者への指導

- ・ 施設の下見と事前の打ち合わせ
- ・ 活動中に想定される危険と対処方法
- ・ 活動中の指導者・引率者の配置等の確認と事前踏査
- ・ 活動前に参加者の健康状態の把握と保健指導
- ・ 施設周辺の救急医療機関の確認
- ・ カッター活動等の施設外活動時に無線機又は携帯電話の携帯

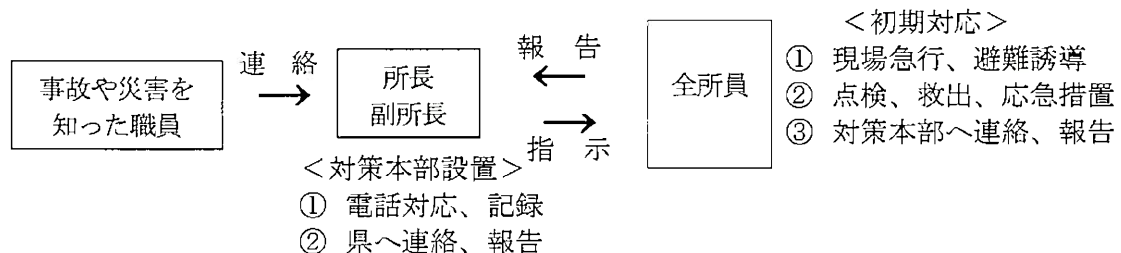
○ 利用者への指導

- ・ 入所受付時、代表者に「利用についての案内」「生活についての案内」の説明
- ・ 入所オリエンテーション時、利用者全員に「施設利用の方法」「安全に対する注意」の説明
- ・ 活動前、活動する際に注意すべきこと、道具等の安全な取り扱い方の説明
- ・ カッター活動、釣り等の活動時、器具の使用方法及び救命胴衣着用方法の説明

○ 施設側の安全対策

- ・ 施設内の遊具、コース、敷地内への月1回の定期的な安全点検、整備補修
- ・ 主催事業等での傷害保険への加入、
- ・ カッター活動時に救助艇、陸上監視員の配置
- ・ レストラン運営者との定期的な協議での食事の衛生管理
- ・ 警備会社による機械警備、宿直職員による夜間巡回警備
- ・ 安全管理マニュアルの見直し

② 事故や災害の対しての基本的な対応概念図



③ 事故や災害への対応

想定される事故や災害に対して、それぞれの場合に応じて下記のように対応していきます。また、詳細な事故及び災害時のマニュアルを作成します。

ア 火 災

- (i) 発見した職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、利用者の避難誘導、初期消火を行い消防署へ連絡する。
- (iii) 火災の状況に応じて、自営消防隊で消火に努める。
- (iv) 消防車を現場まで誘導する。
- (v) 鎮火後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

イ 地 震

- (i) 情報を知った(又は地震を感知した)職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、活動を直ちに中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 揺れがおさまった段階で、電気、ガス、石油類、その他危険物類を点検する。
- (iv) 津波警報等が出た場合、直ちに高台(芝生広場：海拔30m)へ利用者を避難誘導する。
- (v) 避難終了後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

ウ 台風・水害・竜巻・雷等

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を避難誘導する。
- (iii) 状況によって、室内での待機厳守、外出許可制をとる。
- (iv) 状況が安定した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

エ 事故、行方不明

- (i) 負傷者、行方不明者についての所長・副所長や職員で情報を共有する。
- (ii) 全職員で連携を取りながら、応急措置、捜索救出を行う。
- (iii) 状況によっては、警察、消防団、海上保安庁、医療機関へ連絡する。
- (iv) 解決した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

オ 原発事故

- (i) 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- (ii) 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を屋内に避難誘導する。
- (iii) 窓を閉めたり、換気扇を止めたりして外気が室内に入らないようにする。
- (iv) 野外から避難した利用者に、顔、頭、手足等を洗浄させる。
- (v) 必要に応じて、速やかに利用者を帰宅させる。
- (vi) 避難が終了した段階で、関係機関(県、財団等)に報告し、指示を待つ。

④ 苦情等に対する対応について

利用者からの苦情等の未然防止のためには、利用者との十分な事前の連絡、調整が重要であり、このことを基本として下記の事項に努めます。なお、苦情等のトラブルに対しては、毎朝打合せで情報を共有し、できるものは迅速に誠意ある対応を行います。

ア 施設利用予約受付について

施設利用については重複予約等为了避免するため、予約受付について職員相互の連絡を密にするとともに、責任者がチェックを行います。本施設の予約が取れないという不満に対しては、予約受入期日、時間、方法を明確にし、利用団体へ周知します。

イ プログラム指導について

プログラム指導では、活動の目的が十分達成されることや事故等がないようにすることが重要です。

そのためには、

- ① 利用団体による下見
- ② 活動の目的、内容、方法等を熟知してもらうこと
- ③ 利用団体と指導員との事前の打ち合わせ
- ④ 午後4時から利用団体の責任者が会し、打ち合わせ調整

この4点を必ず履行してもらうように利用団体に説明してトラブル等を防止します。

ウ 本施設の設置目的の理解について

利用団体の中には、当施設が少年教育施設との認識が薄く、一般のホテル等と同じサービスが受けられるとの認識があります。そのことが、トラブルや不平不満につながるケースが多いと思われます。

利用団体には、利用受付時、入所受付時、入所後のオリエンテーション時などを利用して、当施設の設置目的や施設設備について理解を得るようにします。

エ 施設設備の不具合について

活動中、施設設備の不具合から事故等が発生しないように、宿泊棟、生活棟、体育館、管理棟、グラウンド、野外活動コース等を定期的に見回り、点検整備を行います。

オ 食事について

食事は検食を必ず行い、問題点がないかをチェックします。

また、衛生管理、食事の献立、そしてレストラン職員の利用者への対応などを「レストラン会議」において協議して、苦情等のトラブル防止に努めます。

カ 法令等の遵守について

個人情報保護法、健康増進法、衛生管理に関する法令等の法令遵守の徹底を図ります。

⑤ 情報公開の対応、個人情報の取り扱い

ア 情報公開に関して講じる措置について

佐賀県情報公開条例第31条の規程に基づき、財団として情報公開規程を定め、法人文書の開示と情報提供の充実を柱として、財団運営に関する情報公開を積極的に行います。

○ 情報公開規程の概要

- ・ 法人文書の開示については、誰でも、どの団体でも申出ができます。
- ・ 申出ができる法人文書
財団法人佐賀県教育文化振興財団事務局が作成し、又は取得した法人文書、図画及び写真並びに電磁的記録（USB等）で、当財団が組織的に用いるものとして保管しているもの。

- ・ 開示申出の方法
開示申出書に、住所、氏名、法人文書の件名など必要事項を記入し、当財団に提出します。
- ・ 開示の実施
法人文書の閲覧、写し等の交付などは、原則として申出者に知らせた日時・場所で行います。
- ・ 情報公開に関する窓口

佐賀県波戸岬少年自然の家

- ・ 住 所 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1
- ・ 電話番号 0955-82-5507

イ 個人情報の保護について

当財団では、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県個人情報保護要領の趣旨に基づき、平成 15 年 4 月に佐賀県教育文化振興財団個人情報保護規程を制定し、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めています。

- ・ 収集者の責務・・・個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないように努めます。
- ・ 登録簿への登録・・・個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供することとします。登録した事項を変更する場合も同様とします。また、取扱事務を廃止したときは、速やかに抹消します。
- ・ 収集の制限・・・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により本人から収集することとします。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。
- ・ 利用等の制限・・・個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団内において利用し、又は財団以外の者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。
- ・ 職員等の義務・・・職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とします。
- ・ 適性管理・・・個人情報の漏えい、滅失やき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、管理責任者を定めています。
特に管理責任者は、個人情報の漏えい防止のため個人情報が記載された書類を施錠可能なキャビネット等に保管することにしていきます。

当財団では、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、1 年に最低 1 回は職員研修を実施し、職員の意識の啓発に努めています。

(3) 経済的基盤

① 金融機関の支援体制について



② 出資者等の支援体制について

当財団は、佐賀県が100%出資する公益財団法人です。

従いまして、財団の運営等については、定期的に佐賀県から指導・監督等支援を受けながら適正な運営を行っており、事業内容等についても定期的な報告を行っています。

(4) 事業実績

県内の少年自然の家の管理運営について、これまで以下のとおり行ってきました。

- ・ 平成 11 年～ 県から少年自然の家（黒髪・北山・波戸岬）の管理運営を受託
- ・ 平成 18 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・北山・波戸岬)の管理運営を実施（第 1 期）
- ・ 平成 21 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・北山・波戸岬)の管理運営を実施（第 2 期）
- ・ 平成 24 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の管理運営を実施（第 3 期）
- ・ 平成 27 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の管理運営を実施（第 4 期）
- ・ 令和 2 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪・波戸岬)の管理運営を実施（第 5 期）
- ・ 令和 7 年～ 指定管理者として少年自然の家(黒髪)の管理運営を実施中（第 6 期）
指定管理者として少年自然の家(波戸岬)の管理運営を実施中（令和 7 年度）

(5) 県内発注の考え方

① 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

- ・ 県は、県内企業への優先発注、調達を推進し、地元発注、調達率を高め地域経済の活性化と雇用対策の一環として、平成15年7月に「ローカル発注」に取り組まれています。

当財団としても、この取り組みに沿って県内企業の発注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本とし、清掃業務、警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目指します。

② 必要な物品の調達管理運営等についての考え方

- ・ 事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

③ 維持修繕等その他

- ・ 施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様、原則として県内の業者を選定して見積もりを行うなど、県内発注100%を目標とします。
- ・ 食堂の運営については、県内業者の撤退以降、県外企業と契約していますが、新たな県内業者の掘り起こしなど、引き続き県内業者の受注に向け検討していきます。また、当該委託業者が取り扱う食材等については、可能な限り県内業者と取り引きすることを契約の条件とします。

④ 県内雇用の考え方

ア 職員の雇用について

当財団では、県の雇用促進に貢献する立場から、地元のハローワークを通じて職員募集を行ったり、県内大学に紹介を依頼したりするなど優秀な人材確保に努めます。

なお、社会教育等専門知識を要する職員の募集については、教員免許、社会教育主事の資格及び同等の資格所有者を優先します。

また、原則として県内在住者、県外在住者であっても県出身者を優先して県内雇用100%に努めます。

イ 食堂の業者委託、職員の雇用について

食堂の運営については、安全・安心なものを利用者に提供することができるように専門の業者に委託します。その際、業者選定についても、県内業者を優先します。

また、食堂の従業員は全員地元からの雇用で、引続き県内雇用100%を継続します。

支出科目ごと明細書

波戸岬少年自然の家

単位：千円

区 分	R8	R9	R10	R11	備 考
給与手当					
福利厚生費					
退職手当給付金					
賃金					
会議費					
旅費					
通信運搬費					
消耗品費					
修繕費					
印刷製本費					
燃料費					
光熱水費					
使用料賃借料					
保険料					
報償費					
租税公課					
支払負担金					
委託費					
広告料					
支払手数料					
合計	126,761	130,007	130,932	132,488	

※①人件費、②施設維持管理費、③施設運営事業費